

申請書（高度分離・回収事業計画）

令和 8 年 XX 月 XX 日

環境大臣 殿

申請者  
 住所：東京都千代田区霞が関一丁目 2 番 3 号  
 氏名又は名称：再資源化株式会社  
 代表者の氏名：代表取締役 環境 太郎  
 電話番号：XXX-XXXX-XXXX

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第 16 条に規定する環境大臣の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 申請者に係る事項  
 （法第 16 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号）

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 名 称	生 年 月 日	本籍 住 所	
(法人である場合)			
(ふりがな)※ 名 称	住 所	電話番号	(ふりがな) 代表者の氏名
さいしげんか 再資源化株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目 2 番 3 号	XXX-XXXX-XXXX	かんきょう たろう 環境 太郎
役員（申請者が法人である場合）			
別添 1 のとおり			
令第 7 条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本籍 住 所	
該当なし			

2. 再資源化の実施方法 （法第 16 条第 2 項第 4 号）	別紙 1 「再資源化の実施方法」 のとおり
-------------------------------------	-----------------------

3. 再資源化の生産性の向上の程度を示す指標 （法第 16 条第 2 項第 4 号）	別紙 2 「指標の算出結果」 のとおり
---	---------------------

4. その他高度分離・回収事業の内容 （法第 16 条第 2 項第 4 号、規則第 34 条）	再資源化を実施する廃棄物の種類	一般廃棄物 （廃太陽電池） 産業廃棄物 （廃太陽電池（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず））
	再資源化により得られる見込みの再生部品又は再生資源の数量及びその利用方法	
	再生部品又は再生資源の数量	再生部品又は再生資源の利用方法
	セルシート（廃プラスチック類、金属くずの混合物）：処理量の 100% ガラスくず：処理量の 60%	セルシート（廃プラスチック類、金属くずの混合物）：非鉄金属（銀）として利用。 ガラスくず（板ガラスやガラスカレット等のガラス原料として利用）

法人の場合、履歴事項全部証明書のとおり記載する。

法人の種類（株式会社、一般社団法人等）の振り仮名は記載しない。

使用人がいない場合、「該当なし」と記載する。

取り扱う廃棄物の名称（廃棄物処理法施行令で指定された品目）の形式で記入する。

5. 高度分離・回収事業を実施する区域 (法第16条第2項第5号)		茨城県水戸市
6. 廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備 (法第16条第2項第6号及び第7号)	施設の一覧等	別紙3「各処分拠点の一覧表」、別紙4群「本事業に用いる各処分拠点の詳細」、別紙5群「本事業に用いる処理施設の詳細」、別紙6群「本事業に用いる廃棄物処理施設における維持管理の計画」のとおり
	廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に関する事項	別紙7群「本事業で新たに設置する処理施設の詳細」のとおり
	設置しようとする廃棄物の処分の用に供する施設において用いる設備・装置の詳細	別紙8群「廃棄物処理施設を設置する場合の導入予定設備・装置の一覧等」のとおり
7. その他省令で定める事項 (法第16条第2項第8号)	認定後に実施する廃棄物の処分の用に供する施設が廃棄物処理施設の場合には、当該廃棄物処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項	別紙5群「本事業に用いる処理施設の詳細」のとおり
	規則第32条の規定により廃棄物ごとに環境大臣が定める事項	別紙9「規則第32条の規定により廃棄物ごとに環境大臣が定める事項について」のとおり
8. 申請者の能力等の証明 (法第16条第3項第4号他)		別紙10「誓約・保証書」のとおり
<b>【備考】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「1. 申請者に係る事項」において、申請者が法人である場合、法人の種類を表す部分も含め履歴事項全部証明書のとおり記載すること。</li> <li>● 申請に際しては、登録免許税法に基づく登録免許税として15万円を国（麹町税務署あて）に納付し、その領収書を添付すること。</li> <li>● 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</li> </ul>		
<b>【担当者情報】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業名：再資源化株式会社</li> <li>・氏名：山田 太郎</li> <li>・住所：東京都千代田区霞が関一丁目2番3号</li> <li>・所属：総務部企画課</li> <li>・連絡先：（TEL）XXX-XXXX-XXXX、（FAX）XXX-XXXX-XXXX、（Mail）XXXXXXXX@XXXXXX.co.jp</li> </ul>		

別紙6群：廃棄物処理施設がない場合は不要。

別紙7群：廃棄物処理施設を新たに設置しない場合は不要。  
別紙8群：廃棄物処理施設を新たに設置しない場合は不要。

【別添1：役員の一覧】

<作成上の注意点>

※申請者に法人を複数含む場合は、構成する法人ごとに本紙を作成すること。

法人の種類（株式会社、一般社団法人等）の振り仮名は記載しない。

1. 役員が所属する法人

(ふりがな)※ 名称	住所	電話番号	(ふりがな) 代表者の氏名
さいしげんか 再資源化株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目2番3号	XXX-XXXX-XXXX	かんきょう たろう 環境 太郎

※法人の種類を表す部分も含め履歴事項全部証明書のとおり記載すること。

2. 役員の一覧

(ふりがな) 氏名	役職名	生年月日	本籍 住所
かんきょう たろう 環境 太郎	代表取締役	昭和XX年XX月XX日	東京都千代田区XXX一丁目2番地 東京都千代田区XXX一丁目2番3号
かんきょう じろう 環境 次郎	取締役	昭和XX年XX月XX日	千葉県千葉市〇〇区XXX〇丁目〇番地 東京都千代田区XXX一丁目2番3号
かんきょう さぶろう 環境 三郎	取締役	平成XX年XX月XX日	東京都千代田区XXXXXXXX 東京都千代田区XXXXXXXX
かんきょう はなこ (しげん はなこ) 環境 花子 (資源 花子)	取締役	昭和XX年XX月XX日	東京都千代田区XXXXXXXX 東京都千代田区XXXXXXXX
すずき けいこ (きむ けいこ) 鈴木 敬子 (金 敬子)	監査役	昭和XX年XX月XX日	韓国 東京都渋谷区XXX一丁目〇〇番〇〇号 〇〇マンション〇〇
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...

【旧氏(旧姓)の使用について】  
別添1の法人役員記載欄等、全頁で共通し個人の氏名を記載する際は、旧氏使用が可能である。  
旧氏使用を希望する場合は、氏名欄に旧氏を併記(※)し、必要に応じ旧氏が記載された住民票の写しや登記事項  
証明書等、公的な証明書類を添付すること。なお、旧氏のための単記は不可とする。  
(※)「氏 名前(旧氏 名前)」とする。 記載例「環境花子(資源 花子)」

【別添 2：添付資料一覧】

申請者の区分	個人	
	法人	○
廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設の設置の有無	あり	○
	なし	

※該当する項目に「○」を付けること

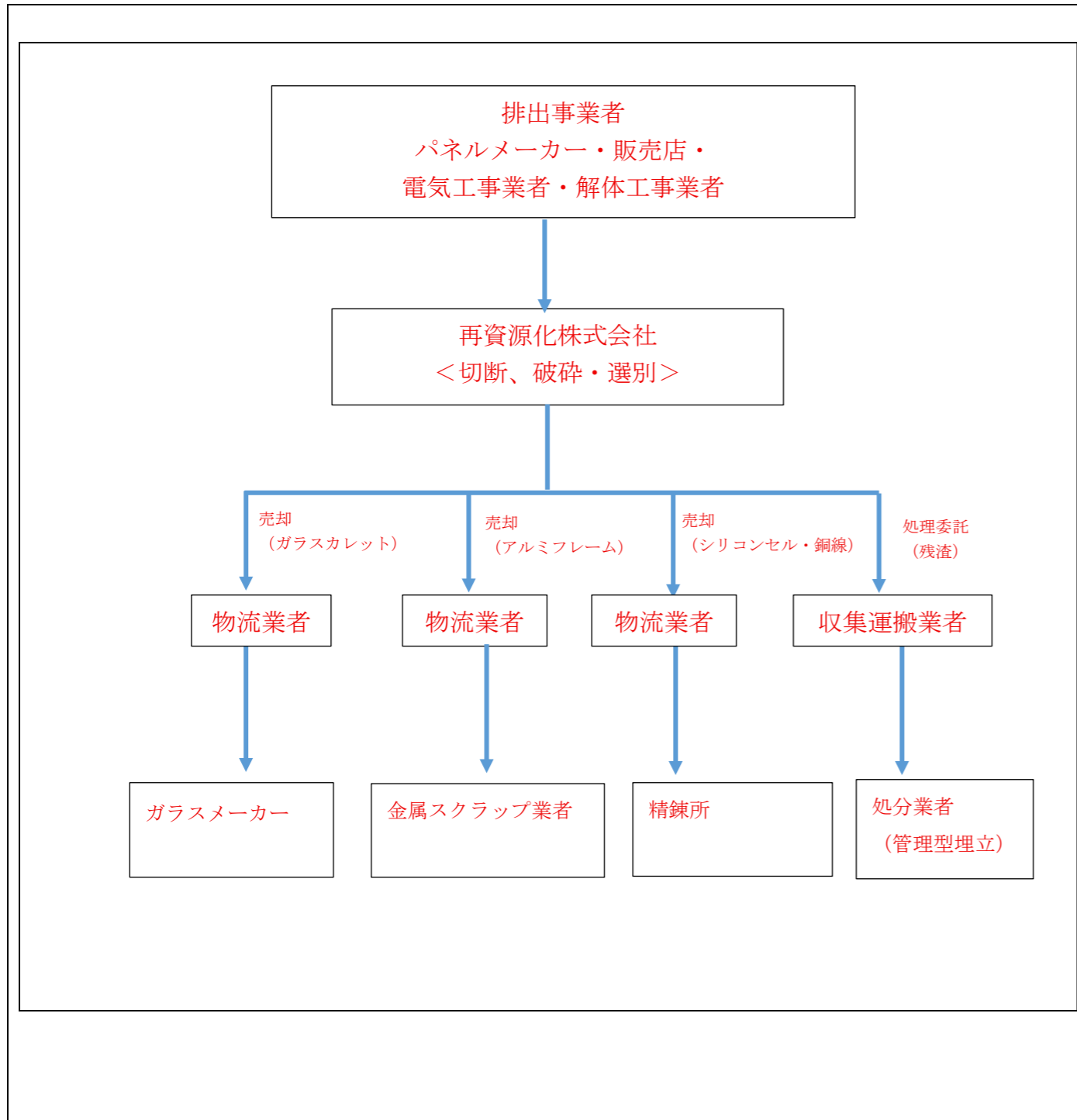
添付資料	資料番号	書面の有無
1. 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面 （規則第 33 条第 1 号）	添付 1	○
2. （申請者が法人である場合） 定款及び登記事項証明書 （規則第 33 条第 2 号）	添付 2	○
3. （申請者が個人である場合） 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。） （規則第 33 条第 3 号）	添付 3	
4. 申請者が規則第三十八条第一号イ及びロに掲げる基準に適合することを示す書類 （規則第 33 条第 4 号）	添付 4	○
5. 法第十六条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類 （規則第 33 条第 5 号）	添付 5	○
6. 申請者が法第十六条第三項第六号イからトまでのいずれにも該当しないことを示す書類 （規則第 33 条第 6 号）	添付 6	○
7. 当該施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている場合にあつては、当該許可を受けていることを証する書類 （規則第 33 条第 7 号）	添付 7	○
8. 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が規則第三十八条第二号イ、ロ及びニ並びに第三十九条各号に掲げる基準に適合することを説明する書類 （規則第 33 条第 8 号）	添付 8	○
9. （廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合） 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図 （規則第 33 条第 9 号イ）	添付 9	○
10. （廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合） 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 （規則 33 条第 9 号ロ）	添付 10	○
11. （廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合） 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 （法第 16 条第 5 項）	添付 11	○
12. （廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合） 当該廃棄物処理施設に関する法第十六条第三項第四号ハに掲げる計画が規則第四十一条で定める技術上の基準に適合していることを示す書類 （法第 16 条第 5 項）	添付 12	○
13. （その他廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面） ※処理する廃棄物の種類に応じ、告示で定めた書類及び図面 （規則第 33 条第 10 号）	添付 13	○

※添付した項目に「○」を付けること

資料番号	書類の具体例
添付 1	事業所全体の平面図
	保管施設の構造がわかる図面
	中間処理施設の構造がわかる図面
添付 2	定款（申請日から 3 ヶ月以内に原本証明されたものに限る。） 登記事項証明書（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）
添付 3	住民票の写し（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）
添付 4	責任の区分に応じた日本産業廃棄物処理振興センターの修了証（※）
	貸借対照表及び損益計算書（直近 3 年分）
	納税証明書（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。）
	その他財務状況に応じた必要な書類
添付 5	別紙 2 に記載された指標の算出根拠を示す資料
添付 6	誓約書・保証書（※）
添付 7	最新の廃棄物処理施設許可証
添付 8	誓約書・保証書（※）
添付 9	処理工程図、処理能力計算書、付近の見取図
添付 10	廃棄物処理施設技術管理者認定講習会の修了証等
添付 11	生活環境影響調査結果の写し
添付 12	施設の種類に応じた説明資料（※）
添付 13	施設の種類に応じて告示で定めた書類及び図面
（※）申請者が産業廃棄物中間処理業者の場合、最新の産業廃棄物処分量の許可証の添付をもって代えることができる。	

再資源化の実施方法

1. 処理フロー図



・廃棄物の収集から再資源化などを行う中間処理施設及び再資源化により得られた物の利用までの、一連の再資源化の流れと委託の流れについてのフロー図及び必要事項を記入する。

・再資源化により残渣が生じる場合は、その処理の委託先及び処理方法についても記入する。(当該残渣の処理の受託者は、認定高度分離・回収事業計画の特例の対象外となり、廃棄物処理法その他の法令に基づき適正に処理する。)

2. 地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組

(自由記述)

- ・子供向け環境講座の開催 (年2回: 6月、11月)
- ・毎年8月〇〇市民会館で行われるイベントにブースを出展
- ・毎週月曜日地域の清掃活動の実施

(過去の取組状況は別紙資料のとおり)

- ・具体的な取組み内容を記載する。
- ・取組み状況がわかる資料を添付する。

**【例】**

- ・児童・生徒等の地域住民を対象とした環境学習会の開催。
- ・再委託先として地元の収集運搬業者を採用する。
- ・従業員として地域住民を雇用する。
- ・企業版ふるさと納税を実施する。

3. 廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組

<作成上の注意点>

※廃棄物処理施設を設置する場合のみ記載すること。

※地域との理解醸成にむけた取組を記載すること

実施の内容	<p>(自由記述)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民を対象とした説明会の実施</li> </ul>
当該実施内容が調和の確保に向けた取組として適切だと判断した理由	<p>(自由記述)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場の敷地境界線からの水平距離が●m以内の区域に居住する住民に対し住民説明会開催の告知チラシを配布し、周知を行った。</li> <li>・自治会の掲示板に住民説明会開催の告知チラシを2週間掲示した。</li> <li>・説明会では質疑応答の時間を設け、質問に対してはその場で説明を行った。</li> </ul> <p>(取組状況は別添●のとおり)</p>

廃棄物処理施設を設置する場合のみ記載し、それ以外の場合は本項目を削除する。

**【取組の例】**

- ・周辺住民を対象とした説明会の実施
- ・周辺家屋への戸別訪問及び事業の説明。
- ・周辺地域で実施される会合での説明の実施。
- ・個別説明の実施。
- ・協議会の開催。
- ・設備稼働後の情報公開、見学会の開催。

4. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

<作成上の注意点>

※高度化法で事業拡大をする場合のみ記載すること。

※申請者に係る内容のみを記述し、再委託受託者の内容は含めないこと。

※財務状況に応じて、添付4として追加書類を求める場合がある。

施設の設置及び増築等に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	65,000 千円	
土地	購入費 25,000 千円	
事務所	造成費 2,500 千円	建設費 15,000 千円
処理施設	造成費 1,500 千円	建設費 13,000 千円
保管施設	造成費 4,000 千円	建設費 4,000 千円
調達方法	自己資金	5,000 千円
	借入金	60,000 千円
	(借入先名)	昭和興業銀行 50,000 千円
		令和信用金庫 10,000 千円
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

・新規設備投資を伴う場合は記入が必須。  
 ・財務状況に応じて、添付4として追加資料を求める場合がある。

当面の運転資金及びその資金の調達方法		
事業の実施に要する資金の総額	10,000 千円/年	
調達方法	自己資金	5,000 千円
	借入金	5,000 千円
	(借入先名)	昭和興業銀行 5,000 千円
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(別紙1・補足資料)計画の概要

補足資料「計画の概要」については地方公共団体に意見聴取等を行う際に必要となるため、地方公共団体に共有する場合があります。

申請者	氏名又は名称	再資源化株式会社						
	住所	東京都千代田区霞が関一丁目2番3号						
事業内容	事業を実施する区域	茨城県水戸市						
	計画で取り扱う廃棄物の種類と性状	一般廃棄物（廃太陽電池） 産業廃棄物（廃太陽電池（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずの混合物））						
	処分拠点の名称及び住所	再資源化株式会社 北関 東リサイクルセンター	茨城県水戸市 ■■■〇〇〇番地					
	再資源化により得られる再生材の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・板ガラス等の原料として使用できるパネルガラス</li> <li>・アルミの原料として使用できるアルミフレーム</li> <li>・貴金属（銀）の原料として使用できるセルシート</li> <li>・その他銅や鉄等の原料として使用できるジャンクションボックス及び銅線</li> </ul>						
	再資源化事業の生産性の向上の程度を示す指標等							
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	事業目標年度	
再生材供給量 [トン]	0	1,200	4,000	10,000	13,000	19,000	25,000	
廃棄物の処分量 [トン]	0	5,000	15,000	30,000	35,000	40,000	50,000	
指標	① 温室効果ガスの削減効果	設備導入	2.86% 減少	5.71% 減少	7.14% 減少	14.3% 減少	21.4% 減少	28.6% 減少
	② 資源循環効果	設備導入	24.0%	26.7%	33.3%	37.1%	47.5%	50.0%
処理プロセスの概要	<p><b>【破損していない廃太陽光パネル】</b>                      1.アルミフレームの除去                      切断・選別装置を使用し、アルミフレームを除去する                      アルミフレームはアルミ原料として金属スクラップ業者へ売却する                      2.切断処理（今回申請分）                      切断装置を使用して廃太陽光パネルをガラスカレットとシリコンセルに分離する                      ガラスカレットは板ガラス等のガラス原料としてガラスメーカーに売却し、シリコンセル・銅線は精錬メーカーに売却する</p> <p><b>【破損している太陽光パネル】</b>                      1.アルミフレームの除去                      切断・選別装置を使用し、アルミフレームを除去する                      アルミフレームはアルミ原料として金属スクラップ業者へ売却する                      2.破碎・選別処理（今回申請分）                      破碎・選別装置を使用して、廃太陽光パネルをガラスカレットとシリコンセルに分離する                      破碎されたガラスは、振動篩機→風力選別機→色彩選別機の選別工程を経てガラス原料としてガラスメーカーに売却する                      各選別工程で弾かれた不純物に関しては、産業廃棄物として管理型埋立処分場で処分する</p> <p><b>【備考】</b>                      廃太陽光パネルが破損している場合は、切断装置（ガラス分離装置）での処理ができないため、それぞれ工程を分けている</p>							

指標の算出結果

		事業シナリオ							基準シナリオ	備考
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度		
		(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	事業目標年度		
温室効果ガスの削減効果	温室効果ガス排出量 [kgCO2e/トン]	7,000	6,800	6,600	6,500	6,000	5,500	5,000	7,000	
	基準シナリオとの比較※	—	2.86% 減少	5.71% 減少	7.14% 減少	14.3% 減少	21.4% 減少	28.6% 減少		
資源循環効果	特定の再生材製造量 [トン]	0	1,200	4,000	10,000	13,000	19,000	25,000		
	指定する廃棄物の処分量 [トン]	0	5,000	15,000	30,000	35,000	40,000	50,000		
	資源循環効果 [%]	—	24.0%	26.7%	33.3%	37.1%	47.5%	50.0%	20.0%	
	基準シナリオとの比較※	—	4.0 pt 増加	6.7 pt 増加	13.3 pt 増加	17.1 pt 増加	27.5 pt 増加	30.0 pt 増加		
操業に関する備考		事業所建設	第 4 四半期から稼働予定					指標として扱う		

※ (計画値) については、事業目標年度までにに向けた参考値

※各数値の根拠については添付 5 参照

添付 5 との整合性に留意し、指標の算出結果について記載する。

処分拠点の一覧表

<作成上の注意点>

※「処分拠点」とは、処理施設が1つ以上存在する申請者の事業所を指す。

申請者のすべての処分拠点（処理施設が1つ以上存在する事業所）について記載する。

【高度分離・回収事業計画の認定範囲】

処分拠点 No.	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の名称及び所在地	処理内容
1	再資源化株式会社	XXXXXXXXXXXXXX	北関東リサイクルセンター (茨城県水戸市■■■■番地)	切断、破碎・選別
2				

【高度分離・回収事業計画の認定範囲外】

処分拠点 No.	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の名称及び所在地	処理内容
1	茨城興業株式会社	XXXXXXXXXXXXXX	茨城興業株式会社 (茨城県つくば市▲▲・・・)	焼却
2	同上	同上	茨城興業株式会社 (茨城県笠間市▲▲・・・)	最終処分

本事業に用いる各処分拠点の詳細

<作成上の注意点>

※本紙は別紙4【高度分離・回収事業計画の認定範囲】に記した処分拠点ごとに作成すること。

※右上の別紙番号は、下記1.の「処分拠点 No.」（親番号）を用いて、「別紙4-親」となるように採番すること。

1. 処分拠点の概要

処分拠点 No.	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の所在地（若しくは場所）	電話番号
1	再資源化株式会社	XXXXXXXXXXXXXX	<廃棄物処理法における許可を有していない（又は当該認定で事業拡大）を行う場合> 3.参照	XXX-XXXX-XXXX

所在について、既に廃棄物処理法における許可を有している拠点の場合は住所、廃棄物処理法における許可を有していない（又は当該認定で事業拡大）を行う場合は、「3. 事業地の状況参照」と記載する。

2. 事業地の想定条件

廃棄物処理法に基づく許可を保有していない事業地である		→ 「3. 事業地の状況」を記入すること
廃棄物処理法に基づく許可を保有する事業地であるが、事業地の拡大を行う	○	
上記以外（いずれにも当てはまらない）		→ 「3. 事業地の状況」の記入は不要

※該当するものに○を付けること

### 3. 事業地の状況

<作成上の注意点>

※2.で「廃棄物処理法に基づく許可を保有していない事業地である」もしくは「廃棄物処理法に基づく許可を保有する事業地であるが、事業地の拡大を行う」に該当する場合にのみ下表を記入し、該当しない場合は空欄とすること。

登記簿上の所在地	地番	地目	一部利用※1の該当	所有者※2
茨城県水戸市大字■■■	333番1	宅地	非該当	再資源化株式会社
茨城県水戸市大字■■■	333番2	宅地	非該当	同上
茨城県水戸市大字■■■	333番3	雑種地	該当	同上
茨城県水戸市大字■■■	333番4	雑種地	該当	同上

※1 該当筆の全ての敷地ではなく、一部のみを使用する場合に該当します。一部利用の際は控除面積を明らかにする図面を添付すること。

※2 申請者が所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付すること。

(申請時に所有権等を有しない場合は、事業開始前に報告徴収等により権利を有している状態であるか確認する)

- ・許可の保有がない場合又は事業地を拡充する場合以外は不要。
- ・該当筆の全ての敷地ではなく、一部のみを使用する場合は控除面積を明らかにする図面を添付する。
- ・申請者が所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付する。
- ・申請時に所有権等を有しない場合は、事業開始前までに権利を有している状態にする（事業開始後立入検査等により状況を確認する）。

4. 計画地周辺の状況

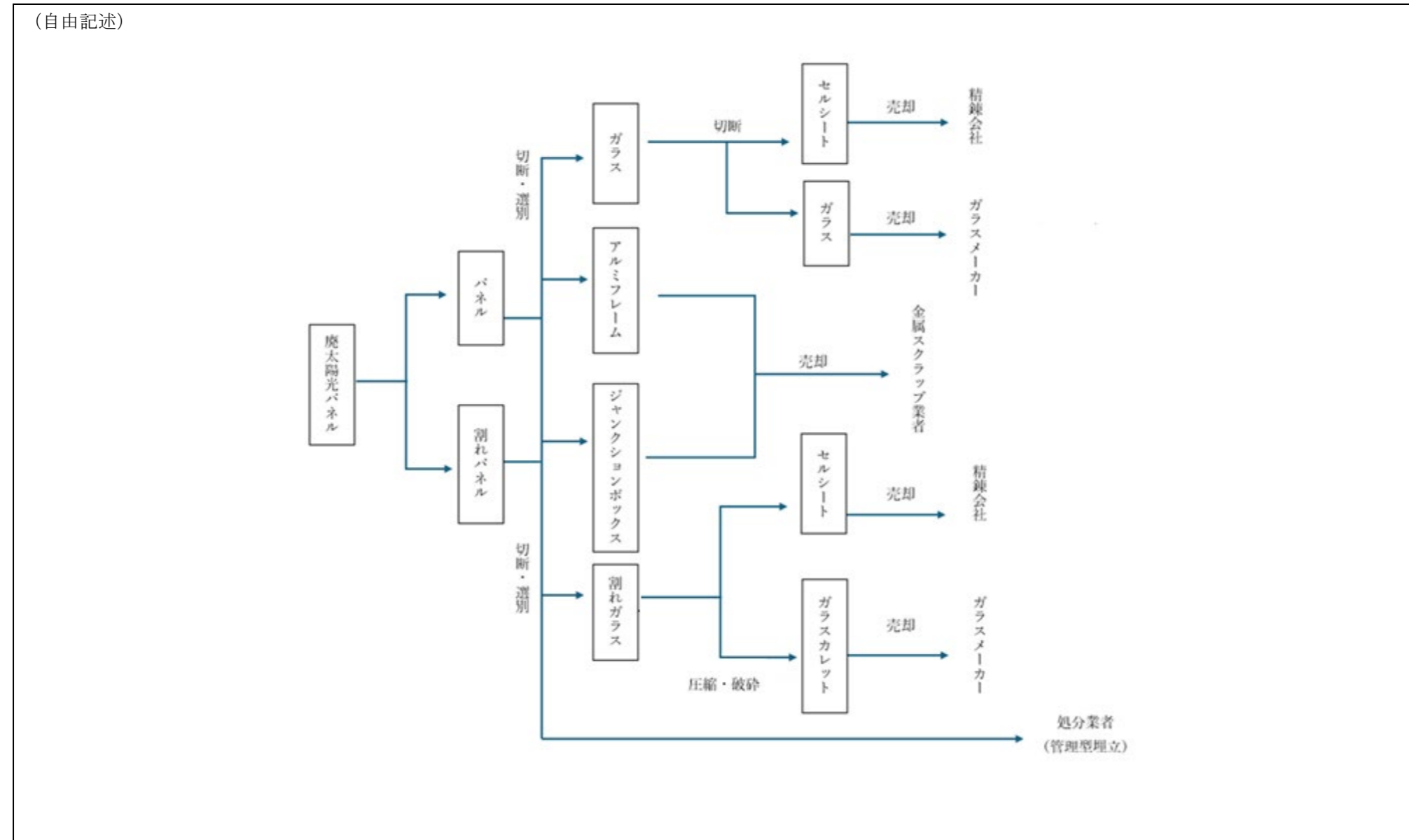
排水の状況					その他
排水の状況	公共下水道	公共用水域※	地下浸透	無	主な搬入路は事業所前の県道●号及びそれに接続される国道●号とする  周辺に教育施設・病院の設置無
m	○				
	※公共用水域の場合 水路名 ( )				
雨水排水の状況	公共下水道	公共用水域※	地下浸透	無	
		○			
	※公共用水域の場合 水路名 ( ●●川 )				

※排水の状況については、該当するものに○をつけること。

5. 上記処分拠点における工程図

<作成上の注意点>

※各拠点において搬入（処理対象の廃棄物等や中間品など）から搬出（中間品や残渣など）に至るまでに存在する全ての工程を記載すること。



6. 本処分拠点に含まれる保管施設の概要

<作成上の注意点>

※申請者が自ら設置する施設のみ記載すること

※「保管施設 No.」は 1. に記載した「処理施設 No.」を親番号とし、それぞれの保管施設ごとに子番号を付けること。

保管施設 No.	保管する廃棄物の種類	処理前及び処理後の別	保管面積	保管高さ※	設置場所の別（屋内又は屋外）	
					屋内	屋外保管を伴う場合の対応方針
1 - 1	金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃太陽光パネル）	処理前	60.5m <sup>2</sup>	4.5m	屋内	—
1 - 2	金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃太陽光パネル）	処理前	120.0m <sup>2</sup>	3.0 m	屋外	四方を壁で囲まれた保管場所でパネル10枚を1セットとして、遮光シートで覆い、風雨に耐えるように耐候性ナイロン製結束バンドで縛る。
1 - 3	金属くず	処理後	25.0m <sup>2</sup>	2.0 m	屋内	—
1 - 4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	処理後	30.0m <sup>2</sup>	4.0m	屋内	—
1 - 5	廃プラスチック類	処理後	16.5m <sup>2</sup>	2.5m	屋内	—

※産業廃棄物の保管の高さについては、規則第 27 条を予め確認すること。

本事業に用いる処理施設の詳細

<作成上の注意点>

- ※本紙は別紙 3【高度分離・回収事業計画の認定範囲】に記した処分拠点ごとに情報を網羅すること。
- ※「処理施設 No.」は別紙 3 で記載した「処分拠点 No.」に加えて、処分拠点に含まれる施設ごとに子番号を付けること。
- ※右上の別紙番号は、下記 1.の「処分拠点 No.」(親番号)を用いて、「別紙 5 - 親」となるように採番すること。

1. 処分拠点の概要

処分拠点 No.	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の所在地 (若しくは場所)	電話番号
1	再資源化株式会社	XXXXXXXXXXXXXX	<廃棄物処理法における許可を有していない (又は当該認定で事業拡大) を行う場合> 別紙 4-1 参照	XXX-XXXX-XXXX

2. 処理施設の一覧・詳細

処理施設 No.	所有権 (予定を含む) ※1、2	処理施設の場所	新たに設置する施設への該当性 ※3	処理施設の種類 ※4	処理する廃棄物の種類 ※5	処理方法	処理能力	型番	処理方式	搬入から搬出までの時間	廃棄物処理施設への該当性		取得済の許可番号		
											該当	施設種類	処分業 (11 桁)	施設設置	処分業許可証への記載有無
1 - 1	申請者	茨城県水戸市 ■■■○ ○○○番地 ■	非該当 (既設)	切断施設	一般廃棄物 (廃太陽電池) 産業廃棄物 (廃太陽電池 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずの混合物))	切断	10.8 トン / 日 (8 時間)	AA-8888	ホットナイフ分離法	8:00 ~ 17:00	該当	一般廃棄物処理施設	XXXXXXXXXXXX X	—	あり
1 2	申請者	茨城県水戸市 ■■■○ ○○○番地 ■	該当 (新設)	破碎・選別施設	一般廃棄物 (廃太陽電池) 産業廃棄物 (廃太陽電池 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずの混合物))	破碎・選別	16.0 トン / 日 (8 時間)	KK-2222	セルシート 破碎・粒度選別	8:00 ~ 17:00	該当	破碎施設	XXXXXXXXXXXX X		なし
...															

- ※1: 施設等の所有権が他者の場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付すること。
- ※2: 新たに設置する施設については、所有権 (又は使用权) を該当事業者が有するかを、事業の進捗に応じて立入検査等で確認する。
- ※3: 新たに設置する廃棄物処理施設については別紙 6 - X も作成すること。
- ※4: 施設の場合は、具体的に施設名 (焼却炉、破碎施設、中和施設、脱水施設等) を記載すること。  
処理施設の「能力」の数値は、小数点以下 1 桁まで表記することとし、小数点以下 1 桁未満の数値は切り上げて記載すること。
- ※5: 処理する一般廃棄物及び産業廃棄物の種類を具体的に記載すること。

別紙 3 に記した処分拠点のうち、高度分離・回収事業計画の認定範囲に含まれる処分拠点ごとに、処理施設の詳細を記載する。

本事業に用いる廃棄物処理施設における維持管理の計画

<作成上の注意点>

※本紙は別紙5-Xの「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに作成すること。

※申請者が設置する施設に限られ、再委託受託者が設置する場合は対象外である。

※別紙番号は、下表「処理施設 No.」の親番号・子番号を用いて、「別紙6-親-子」となるように採番すること。

処理施設 No.					
設置者の概要	氏名又は名称				
	法人番号				
施設の概要	施設名				
	処理施設の場所	不要			
	処理施設の種類				
	処理する廃棄物の種類				
	処理能力				
絵師ベル維持管理の計画	排ガスの性状	設計計算値	維持管理基準値	測定頻度	
	ばいじん [g/Nm <sup>3</sup> ]				
	硫黄酸化物 [Nm <sup>3</sup> /h]				
	窒素酸化物 [cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ]				
	塩化水素 [mg/Nm <sup>3</sup> ]				
	ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> ]				
	水銀 [μg/Nm <sup>3</sup> ]				
	放流水の水質	設計計算値	維持管理基準値	測定頻度	
	水素イオン濃度 [pH]				
	生物化学的酸素要求量(BOD) [mg/L]				
	化学的酸素要求量(COD) [mg/L]				
	浮遊物質(SS) [mg/L]				
	その他※				
	d	騒音			
		振動			
		排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項			
		その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項			

・新規設備投資を伴う場合は記入が必須。  
 ・財務状況に応じて、添付4として追加資料を求める場合がある。

※本事業計画に廃棄物処理施設を有する事業所が複数ある場合には、事業所ごとに本紙を作成すること。

※騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

※騒音、振動について、稼働時間帯で維持管理基準値等が変動する場合は、時間帯別に記載すること。

本事業で新たに設置する処理施設の詳細

<作成上の注意点>

※本紙は別紙 5-X の「新たに設置する施設への該当性」で「該当」かつ、「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに作成すること。

※申請者が設置する施設に限られ、再委託受託者が設置する場合は対象外である。

※別紙番号は、下表「処理施設 No.」の親番号・子番号を用いて、「別紙 7-親-子」となるように採番すること。

処理施設 No.				
設置者の概要	氏名又は名称			
	法人番号			
施設の概要	施設名			
	処理施設の場所			
	処理施設の種類			
	処理する廃棄物の種類			
	処理能力			
	着工予定年月日			
	使用開始年月日			
位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	処理施設の位置			
	処理施設の処理方法			
	処理施設の構造及び設備			
	処理に伴い生ずる排ガスの量及び処理方法	排ガスの量		
		排ガスの処理方法		
		煙突の状況	煙突の数 本	煙突の高さ m
		煙突の位置		
	処理に伴い生ずる排水の量及び処理方法	排水の量		
		排水の処理方法		
		放流口の位置		
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	排ガスの性状		
		放流水の水質		
		その他		
その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項				

不要

廃棄物処理施設を設置する場合の導入予定設備・装置の一覧等

<作成上の注意点>

※本紙は、申請者が本認定申請に係る廃棄物処理施設を新たに設置する場合に提出を必要とし、廃棄物処理施設を設置しない場合、又は、再委託受託者が設置する場合は作成不要である。

※記載内容は、別紙 7 群「本事業で新たに設置する処理施設の詳細」や添付 1「当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面」、添付 9「当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図」と整合させること。

※別紙番号は、下表「処理施設 No.」の親番号・子番号を用いて、「別紙 8 - 親 - 子」となるように採番すること。

対象設備が複数の施設にまたがる場合は、施設ごとに本紙を作る。

処理施設 No.	1-2	施設名※1	破砕・選別施設		
施設所有者の氏名又は名称	再資源化株式会社	処理施設の場所	茨城県水戸市 ■■■○○○番地■		
処理施設の種類	廃太陽電池の破砕・選別施設	処理能力	16.0 トン/日		
設備 No.	設備の種類※2	メーカー・型番	数量	設置形態	
				新設、又は増設	既設
①	破砕装置	株○○興産、XX-XX	1 台	○	
②	選別装置（振動篩装置）	▲▲産業株、XX-XX	1 台	○	
③	選別装置（循環式風力選別装置）	▲▲産業株、XX-XX	1 台	○	
④	選別装置（色彩選別装置）	株XX、XX-XX	1 台	○	
⑤	搬送装置	株XX、XX-XX	1 台		
⑥	集塵装置	株XX、XX-XX	2 台		
⑦	配管	株XX、○○m ダクト配管	5 本		
⑧					

※1：対象設備が複数の施設にまたがる場合は施設ごとに本紙を作成すること。

※2：設備の種類は下記の設備名を用いること。その詳細について括弧書きで補足すること。

焼却装置、熔融装置、破砕装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜（りゆう）装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破砕装置（熔融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（再生利用の用に供するものに限る。）を有するものに限る。）

別紙 9

規則第 32 条の規定により廃棄物ごとに環境大臣が定める事項について

処理する廃太陽電池の種類及び性状	種類: シリコン系太陽光パネル他 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずの混合物) 性状: ガラスが破損していない廃太陽電池 ガラスが破損している廃太陽電池
処理する廃太陽電池の付属品の種類	・アルミフレーム (金属くず) ・ジャンクションボックス (金属くず) ・銅線、アルミ線 (金属くず)
廃棄物の処分の用に供する施設の維持管理に関する計画	別添のとおり
申請者が環境省告示第 85 号第 4 条第 1 号※に掲げる基準に適合する者であることを説明する書類	別紙のとおり

性状については「破損品の有無」についても記載する。

廃太陽電池の受光面に使用されるガラスの性状の確認及び管理を適切に行うことができる者であることを示すために記載する。

※当該条項は下記のとおり。

「廃太陽電池の受光面に使用されるガラスの性状の確認及び管理を適切に行うことができる者であること」

誓約・保証書

再資源化株式会社 は、申請にあたり、下記を誓約・保証します。

1. 申請者が資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 3 項第 6 号イからトまでのいずれにも該当しないこと。
2. 申請者が資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 38 条第 1 号イ及びロに適合すること。
3. 当該申請に係る法第 16 条第 2 項第 7 号に規定する施設が規則第 38 条第 2 号イ、ロ及びニに適合すること。
4. 当該申請に係る法第 16 条第 2 項第 7 号ホに掲げる計画が規則第 39 条各号で定める技術上の基準に適合していること。
5. 当該申請に関する法第 16 条第 2 項第 7 号二及びホに掲げる計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び規則 40 条で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
6. 申請者の能力が、当該申請に係る法第 16 条第 2 項第 7 号ニ及びホに掲げる計画に従って当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則第 41 条各号で定める基準に適合するものであること。
7. 上記のいずれかを満たさなくなった場合は、その旨を環境大臣に遅滞なく報告すること。

住所 : 東京都千代田区霞が関一丁目 2 番 3 号  
氏名又は名称 : 再資源化株式会社  
代表者の氏名 : 代表取締役 環境 太郎  
(申請者が法人の場合に記入)

・申請者が 1~7 までの各要件に適合している旨を誓約する。

・申請者が法人の場合は、住所・社名・役職・代表者名を記入  
・個人の場合、住所・名前のみを記入